

現 行	ページ	修 正 案	備考
第1章 総則		第1章 総則	
第4節 災害の想定		第4節 災害の想定	
(略) 2 原子力災害 表中 美浜発電所3号機状況 <u>運転中 (82.6万kW)</u> 大飯発電所4号機状況 <u>定期点検中</u> 高浜発電所3号機状況 <u>運転中 (87.0万kW)</u> 高浜発電所4号機状況 <u>定期検査中</u>	3	(略) 2 原子力災害 表中 美浜発電所3号機状況 <u>定期点検中</u> 大飯発電所4号機状況 <u>運転中 (118.0万kW)</u> 高浜発電所3号機状況 <u>定期点検中</u> 高浜発電所4号機状況 <u>運転中 (87.0万kW)</u>	稼働状況の反映に伴う修正
第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準		第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	
(略) 全面緊急事態を判断するEAL 表中 ① <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u>	18	(略) 全面緊急事態を判断するEAL 表中 ① <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置 (いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。) が使用できなくなること。</u>	原子力災害対策指針の改正に伴う修正
第7節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱		第7節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
第2 処理すべき事務又は業務の大綱 1～4 (略) 5 指定公共機関 (原子力事業者を除く) (略) 〔 <u>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</u> 〕 (略) 6・7 (略)	34	第2 処理すべき事務又は業務の大綱 1～4 (略) 5 指定公共機関 (原子力事業者を除く) (略) 〔 <u>NTT西日本株式会社、NTTドコモビジネス株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</u> 〕 (略) 6・7 (略)	社名変更による修正
第3章 災害応急対策計画		第3章 災害応急対策計画	
第1節 計画の方針		第1節 計画の方針	
(略) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと <u>ウイルス</u> の感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。 (略)	45	(略) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと <u>(削除)</u> 感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。 (略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正